

家庭のゼロエミッション行動推進事業に係る助成金交付要綱（R 6.10 以降）

（制定）令和 6 年 4 月 11 日付 6 都環公地温第 430 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱（平成 31 年 3 月 7 日付 30 環地地第 479 号。以下「実施要綱」という。）第 5 3 の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、本事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

（助成対象者）

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 1 に定める公募により選定を受けた事業者であって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象者とししない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 四 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者

（助成対象事業）

第 4 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に定める手続によって実施する事業とする。

一 登録事業者の受付・管理

当該事業に参画する家電販売店等を、運営事務局が別に定める手続により予め登録事業者として募集し、登録を行うこと。

二 ポイントの付与

イ ポイント付与の概要

ロに定める期間において対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民のいずれかと、登録事業者が共同で行うポイント申請を受け付け、運営事務局による審査の結果適正と認められた場合に、当該申請を行った登録事業者にポイントを付与し、そのポイント

数に応じた金額を交付する。ポイントの付与を受ける登録事業者は、共同でポイントの申請を行う都民に対し、対象家電等又は高効率家電の販売価格から付与されるポイント分相当の金額を控除することにより還元する。なお、都民が登録事業者から対象家電を購入したのち、対象家電等ごとに次表の対応が行われる場合にのみポイント申請を受け付けるものとする。

| 対象家電等 | 対応 |
|-----------|---------------|
| 一 冷蔵庫 | 都内の住宅への配送 |
| 二 エアコン | 都内の住宅への配送及び工事 |
| 三 給湯器 | 都内の住宅への配送及び工事 |
| 四 LED照明器具 | 都内の住宅への設置 |

ロ ポイント付与対象期間

登録事業者からの申請において提出のあった領収書又はその他その購入の事実を証する書類に記載された領収日が、令和6年（2024年）10月1日から令和9年（2027年）3月31日までのものについてポイントを付与する。ただし、高効率家電購入に対する申請については、提出のあった領収書又はその他その購入の事実を証する書類に記載された領収日が、令和6年（2024年）10月1日から令和8年（2026年）3月31日までのものについてポイントを付与する。

ハ ポイント付与対象製品及びポイント数

ポイント付与対象製品及びポイント数については、実施要綱第4 3のとおりとする。

ニ ポイント付与台数の制限

LED照明器具については、対象家電等購入時1会計につき1台までの申請とする。

三 調査費用の申請

実施要綱第4 4に定める登録事業者からの調査費用の申請を受付け、運営事務局が審査を行った結果、適正と認めた場合にその費用を助成する。なお、当該申請は実施要綱第4 3（3）ウの申請が認められた場合にのみ交付する。

四 ポイント及び調査費用の申請受付及び審査

イ 申請期間

ポイント付与及び調査費用の申請は、登録事業者が電子申請又は郵送申請により、令和6年（2024年）10月1日から令和9年（2027年）4月30日までに行うものとする。ただし、高効率家電の新規購入に対するポイント付与の申請は、令和6年（2024年）10月1日から令和8年（2026年）4月30日までに行うものとする。

ロ 申請受付

ポイント付与及び調査費用の申請は先着順に受け付けるものとし、受け付けた申請に係るポイント数及び調査費用の件数に応じて交付する金額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、受付を停止する。なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、ポイント数及び調査費用の件数に応じて交付する現金の合計が基金を超えない範囲で申請を受け付ける。

ハ 審査

第五号のシステムを活用し、登録事業者からの申請書類を審査の上、ポイント及び調査費用に応じた金額を交付する。また、審査及び交付状況をデータベース化し、公社及び都が必要と認めた事項を分析の上、適宜取りまとめて公社及び都に情報提供する。

五 対象家電等の公表

本事業における対象家電等の基準等の公表を行う。なお、公表に当たっては、対象家電等製造事業者及び関係団体等へ十分な周知を行うものであること。

六 ポイント等に係るシステムの構築

ポイント付与申請、調査費用の申請、審査、金額の交付等に係るシステムの設計、構築及び運営を行う。なお、公社と協議の上、定める添付書類等を活用したシステムとすること。

七 事業の周知

イ ホームページの作成

本事業の内容を、都民、対象家電等製造事業者及び家電等販売事業者等に広く周知できるように分かりやすく示し、本事業への参加を促すことを目的に、次に掲げる内容を掲載したホームページを作成し、維持管理を行う。なお、当該ホームページの運用開始については、公社と協議の上で決定する。

- (1) 本事業の趣旨、本事業の紹介等
- (2) ポイント付与及び調査費用の申請手順
- (3) 執行状況及び申請実績の公表
- (4) その他必要な事項

ロ 広報活動の実施

本事業の内容を、都民、対象家電等製造事業者及び家電等販売事業者等に広く周知し、本事業への参加を促すことを目的に、次に掲げる内容を含む広報活動を行う。

- (1) 広告媒体の活用等による情報発信
- (2) 対象家電等製造事業者、販売事業者等向けの業務実施マニュアル及び告知物（ポスター、チラシ、のぼり等）の企画、作成並びに提供
- (3) 対象家電等購入者向けの手引き及び告知物の企画、作成並びに提供
- (4) 本事業の開始と終了等に関する告知及び周知徹底

八 コールセンターの設置

イ コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。

- (1) 対象家電等購入者、対象家電等販売事業者、対象家電等製造事業者等からの本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
- (2) ポイント付与、調査費用の審査及び交付に係る処理状況、並びにそれらに関する問い合わせ、意見等への対応

ロ イの業務によって寄せられた問い合わせ、意見等について適切に対処するとともに、必要に応じて業務の実施方法を改善する。また、コールセンターへ問合せのあった内容について、日ごとの件数、内容等を公社に報告する。

ハ コールセンターの開設日（第一号に定める登録事業者の募集の事務を最短で6月から実施予定）及び開設時間は、公社と協議の上で決定する。

九 事業のセキュリティ対策

イ 公社の指導及び監督の下で、以下の本事業に係るセキュリティ対策を講じる。

- (1) ポイントシステムに対するウイルス、不正アクセス、サイバー攻撃等に係る措置
- (2) 対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民と登録事業者、その他の者によるポイント及び調査費用の不正取得やポイントの不正操作を防止するための措置（現地確認を含む。）及び当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。

(3) 職員が、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民の個人情報を含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置、ポイント数及び調査費用件数等の不正操作を防止するための措置

ロ 本事業にかかわる個人情報の保護に関しては、別途、公社に協議の上、個人情報保護に係る規程を定める。

ハ 本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について公社に書面で提出する。

ニ 本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく都及び公社に報告を行うとともに、公社の求めに応じ、これらの者が行うセキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。

ホ 本事業の実施に当たって提供された個人情報等を含む要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却又は破棄する。また、本事業において作成した情報についても公社からの指示に応じて適切に破棄する。

ヘ 本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を報告する。

十 事業効果の検証

本事業に関する基礎データを適時整理し、分析の上、本事業の実施によるエネルギー消費量及びCO2排出量の削減効果等を測定する。また、対象家電等購入者又は高効率家電を購入した都民に対し、アンケート調査を実施し、解析すること。

なお、公社の求めに応じて、効果測定結果の報告を行うこと。

十一 ポイント付与及び調査費用交付業務の履行期限に係る対応

ポイント付与及び調査費用交付業務の履行期限について、ポイントの累計発行数等のデータを元に、必要に応じて公社に指示を仰ぐものとする。また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合は、公社に指示を仰ぐものとする。

十二 関係事業者との連携の確保

対象家電等製造事業者、対象家電等販売事業者との連絡調整を図り、事業を円滑に実施すること。

十三 公社への報告

イ 事業の実施に疑義が生じたとき又は事業の実施に支障が生じたときは、遅滞なく公社に報告を行うこと。

ロ 公社の随時の求めに応じて、事業の実施状況を報告すること。

ハ 一か月間の実施状況をまとめ、翌月15日までに以下の事項を公社に報告すること。また、年度末においては、月の報告と合わせ当該年度の報告を3月31日までに実施すること。

(1) 当該期間に新たに付与されたポイント数及び累計ポイント数

(2) ポイントが付与された対象家電等の品目、容量ごとの件数、LED照明器具取替え作業の件数

(3) 当該期間に新たに申請された調査費用の件数と累計件数

(4) 事業の広報の状況

(5) コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容とその対応

(6) 情報セキュリティ対策の状況

(7) 事業の実施を通じて抽出された課題

(8) その他事業の実施に当たっての特記事項

二 合併等その他本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事態が生じたときは、速やかに公社に報告する。

2 本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、助成対象者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとする事ができる。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に掲げるもので、実際に支出を要したと認められる費用の合計とし、公社が必要かつ相当と認めたものについて交付するものとし、収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類がない経費については、交付対象から除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は助成対象経費としない。ただし、次の各号に定める助成対象者を除く。

一 消費税法における納税義務者とならない助成対象者

二 免税事業者である助成対象者

三 簡易課税事業者である助成対象者

四 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第3に掲げる法人の助成対象者又は地方公共団体の一般会計である助成対象者

五 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する助成対象者

(助成金の交付額)

第6条 助成金の交付額は、助成対象経費の10分の10の額とし、上限額は年度ごとに通知する。

(交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、以下に掲げる書類の提出をすることにより、本助成金の交付に係る申請(以下「交付申請」という。)を行うものとする。なお、第二号については事業を実施しようとする年度の前年度3月10日までに申請を行うものとし、令和6年度においては、登録事業者からのポイント申請の受付を開始する月の前月10日までに申請を行うものとする。

一 事務費に係る申請

(1) 助成金交付申請書(事務費)(第1号様式)

(2) その他公社が必要と認める書類

二 ポイント及び調査費用に係る申請

(1) 助成金交付申請書(ポイント及び調査費用)(第2号様式)

(2) 事業計画書(第2号様式別表)

(3) その他公社が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 公社は、前条による交付申請を受けたときは、当該交付申請の内容についての書類審査及

び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。決定において、公社は以下に掲げる書類によって助成申請者に交付又は不交付の通知を行う。なお、第二号の決定を行うにあたっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

一 事務費に係る申請

- (1) 助成金交付決定通知書（事務費）（第3号様式）
- (2) 助成金不交付決定通知書（事務費）（第4号様式）

二 ポイント及び調査費用に係る申請

- (1) 助成金交付決定通知書（ポイント及び調査費用）（第5号様式）
- (2) 助成金不交付決定通知書（ポイント及び調査費用）（第6号様式）

（交付の条件）

第9条 公社は、前条の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、交付決定の通知をする助成申請者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付すものとする。

- 一 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（前条の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- 二 公社が助成対象事業の実施状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
- 三 公社又は都が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社又は都の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。
- 四 公社が第13条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- 五 公社が第13条の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第17条の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 六 助成対象経費について、本助成金以外に国、都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。
- 七 助成対象事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、この要綱その他法令の規定を遵守すること。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項第一号から第五号まで及び前項の規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各号の規定を適用する。

（交付申請の撤回）

第10条 被交付者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、第8条の規定により交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に、助成金交付申請撤回届出書（第7号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告する

ものとする。

(助成事業の変更に伴う申請)

第 11 条 被交付者は、第 7 条第二号に係る申請において提出を行い、第 8 条の規定により交付決定を受けた事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(第 8 号様式)及び変更後の事業計画書(第 8 号様式別表)を公社に提出しなければならない。なお、変更に伴う申請はポイント及び調査費用に係る請求を行う前月の 10 日までにを行うものとする。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、変更を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の承認にあたっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を事業計画変更承認通知書(第 9 号様式)によって被交付者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 12 条 被交付者は、第 8 条の規定のうち第二号に係る交付決定を受けたときは、事業計画書に基づき、ポイント及び調査費用請求書(第 10 号様式)の提出によって四半期ごとに当該期間に必要な額の経費を請求するものとする。

- 2 前項の請求は各四半期の初月(4月・7月・10月・1月)の 10 日までにを行うものとする。
- 3 請求できる上限金額は、第 8 条において交付決定を受けた事業計画書の額とし、この範囲を超える請求を行おうとする場合は、あらかじめ第 11 条の変更承認申請書によって事業計画の変更を行い、公社の承認を得なければならない。
- 4 請求にあたり、被交付者は予算執行状況と請求額の根拠となる想定申請件数を任意の書式で報告するものとし、その内容が妥当と認めることができない場合、公社は当該請求を差し戻すことができる。

(交付決定の取消し)

第 13 条 公社は、被交付者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 この要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

- 2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該取消しに係る被交付者にその旨を通知するものとする。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前 2 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(実績報告)

第 14 条 被交付者は、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月末日までに、以下に掲げる書類を公社に提出することによって、本助成金の年度末(令和 9 年度においては事業終了後)までの実績について報告を行わなければならない(以下「実績報告」という。)

- 一 事務費に係る申請

- (1) 実績報告書（事務費）（第 11 号様式）
- (2) 助成金口座振込依頼書（事務費）（第 12 号様式）
- 二 ポイント及び調査費用に係る申請
 - (1) 実績報告書（ポイント及び調査費用）（第 13 号様式）
 - (2) 実績報告内訳書（第 13 号様式別表）

（助成金の額の確定）

第 15 条 公社は、前条の実績報告を受けたときは、当該報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき本助成金の額の確定を行い、以下に掲げる書類によって被交付者に通知を行う。

一 事務費に係る申請

- (1) 助成金額確定通知書（事務費）（第 14 号様式）

二 ポイント及び調査費用に係る申請

- (1) 助成金額確定通知書（ポイント及び調査費用）（第 15 号様式）

2 公社は、前項の規定により第一号に係る本助成金の交付額を確定したときは、速やかに被交付者に対し本助成金を支払うものとする。

（本助成金の返還）

第 16 条 公社は、被交付者に対し、第 13 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、第 15 条の規定により第二号に係る助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されている時は、期限を定めて当該超過した額の返還を命ずるものとする。

3 被交付者は、第 1 項又は第 2 項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

4 被交付者は、第 1 項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第 16 号様式）を提出しなければならない。

5 前項の規定は、被交付者が次条第 2 項の規定による違約加算金の納付及び第 18 条第 2 項の規定による延滞金の納付をした場合について準用する。

6 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第 1 項から第 5 項（前項において準用する場合を含む。）までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

第 17 条 公社は、第 13 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第 1 項の規定による本助成金の返還の請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(延滞金)

第18条 公社は、被交付者に対し、第16条第1項の規定による本助成金の返還の請求又は第2項の規定による本助成金の返還を命じた場合において、被交付者が、公社が指定する期限までに当該金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(他の助成金等の一部停止等)

第19条 公社は、被交付者に対し、第16条第1項、第17条第1項又は前条第1項の規定による請求をしたにもかかわらず、当該被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(事情変更による決定の取消し)

第20条 公社は、第8条の規定による助成金の交付決定の後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、本事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(助成事業の経理)

第21条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、公社が交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかなければならない。

(財産の管理及び処分)

第22条 被交付者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すると

ともに、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 被交付者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加額が1件当たり50万円以上のものの処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、本事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- 3 公社は、前項の規定による承認をしようとするときは、前項の規定による申請を受けた後、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。
- 4 被交付者は、前項の規定による承認を受けて取得財産等の処分を行う場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上の場合は当該補助を受けた金額を、その収入がない又はその収入が補助を受けた金額を下回る場合は、当該収入の全額又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）第32により算出した補助金相当額のいずれか高い額を公社に納付するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第2項から第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（調査等）

- 第23条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならない。及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（契約等）

- 第24条 被交付者は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 2 被交付者は、本事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、公社に届け出なければならない。なお、当該第三者については、第3条の規定を準用する。
 - 3 被交付者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、本事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 被交付者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、都又は公社から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、本事業の運営上、当該事業者でなければ本事業の遂行が困難又は不相当である場合は、公社の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 公社は、被交付者が前項本文の規定に違反して都又は公社からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成対象者は公社から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

ならない。

- 6 第2項の規定に基づき、本事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する場合であっても、被交付者は、事業の実施に当たって必要な措置の責を負うものとする。

(債権譲渡の禁止)

第25条 被交付者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を公社の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 公社は、前項の承諾に当たっては、あらかじめ都の承諾を得るものとする。
- 3 公社は、被交付者による債権譲渡後も、被交付者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら被交付者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない。

(指導、助言等)

第26条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報の取扱い)

第27条 被交付者は、本事業の実施に関して知り得た都民、対象家電等製造業者及び対象家電等販売事業者等の個人情報については、都及び公社に提供するほか、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用する。

- 2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、被交付者が国、地方公共団体等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を、国、地方公共団体等と協議の上、当該国、地方公共団体等から収集することができる。
- 3 前2項及び法令に定められた場合を除くほか、被交付者は、都民、対象家電等製造業者及び対象家電等販売事業者等の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和6年4月11日付6都環公地温第430号)

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。

別表(第5条関係)

| 助成対象 | 助成対象経費 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) ポイント及び調査費用原資 | 実施要綱第4 3 (3) で定めるポイント数を付与し、また、同第4 4 で定める調査費用を助成するための原資 |
| (2) 事務費 | <p>人件費※、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、広報費、印刷費、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、その他の経費（本事業の実施に当たって必要となる経費）</p> <p>※ 補助事業に直接従事する従業員に限る。</p> |